フロー・チャートを使って学ぶ会計実務　第45回「賞与引当金」
（※ 賞与引当金に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。）

【ＳＴＥＰ１】賞与引当金の見積り

従業員への賞与も、給与と同様、発生主義に基づいて、労働役務が提供された期間に応じて費用計上する必要がある。

そのため、給与規程等で賞与支給の規定が設けられている場合、決算時に賞与の計算期間に応じて、いくら支払うかを会社として決定する必要がある。
実際に支払う金額は、決算時に確定していない場合が多いため、通常、見積りで金額を決定することが多いと考えられる。

また、財務諸表監査を受けている場合、監査人に見積りの根拠資料を提示する必要があるため、意思決定の資料（例えば、取締役会議事録及びその添付資料、稟議書等）を保存する必要がある。

【ＳＴＥＰ２】賞与引当金の計上時の会計処理

決算時に従業員への賞与の支給金額が確定していない場合の会計処理は、以下のとおりである。

また、賞与に係る社会保険料等の会社負担分も賞与が支給されれば発生する。そして、賞与引当金を見積ることができれば、社会保険料等の金額も合理的に見積ることができるため、賞与引当金の計上と同時に計上する必要がある。

【会計処理（税効果は除く）】
（借方）賞与引当金繰入額　×××　（貸方）賞与引当金　×××
　　法定福利費　×××　　未払費用　×××

（※）賞与引当金繰入額及び法定福利費は、「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」に計上する。

【支給金額が確定している場合】

（1）賞与支給額が支給対象期間に対応して算定されている場合
従業員への賞与支給額が確定（※）していて、支給額が支給対象期間に対応して算定されている場合には、「賞与引当金」ではなく「未払費用」で計上する。

（2）賞与支給額が支給対象期間以外の基準に基づいて算定されている場合
従業員への賞与支給額が確定（※）しているが、支給額が支給対象期間以外の臨時的な要因（例えば、決算賞与）に基づいて算定されている場合には、「賞与引当金」ではなく「未払金」で計上する。

（※）確定している場合とは、個々の従業員への賞与支給額が確定している場合のほか、例えば、賞与の支給率、支給月数、支給総額が確定している場合等が含まれる。

【ＳＴＥＰ３】賞与の支給時の会計処理

賞与を実際に支給した際には、以下のとおり、賞与引当金の取り崩しが必要である（なお、社会保険料等の未払費用の取り崩しについては、ここでは省略している）。

また、賞与引当金の金額と支給金額を比較し、次の決算時の見積りにあたって、より合理的に見積りが行えるように分析を行うことが望まれる。

（1）「実際の支給額＝賞与引当金の計上額」の場合
【会計処理】
（借方）賞与引当金　×××　　（貸方）現金及び預金　×××

（2）「実際の支給額＞賞与引当金の計上額」の場合
【会計処理】
（借方）賞与引当金　×××　　（貸方）現金及び預金　×××
　　賞与　×××（※1）
（※1）実際の支給額と賞与引当金計上額との差額。賞与は、賞与引当金繰入額と同じ区分（売上原価又は販売費及び一般管理費）に計上する。

（3）「実際の支給額＜賞与引当金の計上額」の場合
【会計処理】
（借方）賞与引当金　×××　（貸方）現金及び預金　×××
　　賞与引当金戻入益　×××（※2）
（※2）実際の支給額と賞与引当金計上額との差額。賞与引当金戻入益は、賞与引当金繰入額と相殺して表示する。

PRGnet